

近世ロンドンの教区

——いわゆる「ロンドン安定論」をめぐる——

宮 川 剛

【要約】一六世紀後半から一七世紀にかけて人口の急増したロンドン市は、従来は貧民・浮浪者の増加などに対応できず、危機的状況下にあったとみなされてきた。しかし、近年ロンドン市の下部・末端組織における結合の強さに注目して、その安定を主張する研究が現れてきた。本稿では、末端組織のうち教区に注目して、エリザベス期からジェームス一世期のロンドンにおける諸変化に教区がいかなる対応を示したかを明らかにすることを試みた。教区では、教会出席の促進といった教区本来の役割を効率的に行う努力がなされたのみならず、浮浪者対策・ベスト対策・救貧対策などの行政面でも教区の活動範囲は拡大した。更にはそれと平行して、より効率的な教区運営を目指して、少数の教区民に権限を集中した「特別教区会」が設立された。このように、人口増加に伴う諸変化に対応する中で、教区の行政能力の拡充が実現したのである。

史料 八〇巻四号 一九九七年七月

はじめに

一六世紀後半から一七世紀にかけてロンドンの人口は飛躍的に膨張し、旧来の市壁内の地域に加えて、市壁の外にも市街地が広がっていった。フィンレーとシアラーの推計によると一五五〇年に約一二万人だった人口は、一六〇〇年に約二〇万人、一六五〇年に約三七万五千人、一七〇〇年には約四九万人にもなった。^①

従来は、この時期のロンドンを極めて不安定で危機的状況にあった社会とみなすのが通説であった。人口増加の原因と

なった大量の流入人口は、毛織物の輸出不振などの煽りを受けて十分な雇用機会を得られず、失業したり、犯罪に走る者も多かった。ロンドン市当局の貧弱な統治機構では、これらの問題に十分対応できなかった、と考えられたのである。

例えば、P・クラークとP・スラックは、その共著において、一六―一七世紀のロンドンでは、上層富裕市民に富と権力が集中した一方で、流入民を中心に多数の貧民が存在するなど経済的な二極化が進行し、その結果、食糧暴動などに見られるように社会的緊張が激化していた、と主張した。加えて、流入民が多く住みついた郊外地域に対して、ロンドン市は有効な支配を及ぼすことができず、これらの地域は教区や隣接諸州の治安判事による不安定な行政に委ねられることになったと指摘し、ロンドン市は一六世紀後半以来の人口増大に起因する諸変化に対応できなかった、と結論づけた。^②

また、A・L・ベイアーは、ロンドン市の矯正院ブライドウェル・ホスピタルに送られた浮浪者についての詳細な分析を行い、一六世紀後半から一七世紀前半にかけてブライドウェル・ホスピタルへ送られた浮浪者が急増し（一五六〇年から一六二五年の間に二二倍増）、その中に占めるロンドン及びその周辺の出身者の割合も増大していることを明らかにした。

このことは、徒弟・奉公人としてロンドンへやってきた者のうち、脱落して結果的にロンドンという環境の中で浮浪者となった者が多いことを示すものであり、このような浮浪者の増加に対してロンドン市の諸制度は対応できなかった、というのがベイアーの結論である。^③

しかし、以上の議論とは逆に、一六―一七世紀のロンドンをむしろ比較的安定した社会であった、と考える研究が近年提出され始めたことは注目に値する。これらの研究に共通しているのは、従来、詳しく検討されることのなかった区（ward）、教区（parish）、ギルドといったロンドン市の末端・下部組織に研究の重点を移したことである。ここでは、それぞれのメンバーが固く団結し、いわば“urban village”ともいえるべき共同体を形成していたのであり、これら末端組織の凝集力の強さは、末端レベルで比較的安定した行政が行われていたことを意味し、ひいては、そのような支えの上に立つこの時期の総体としてのロンドン社会もやはりある程度安定していたと考えられる、というのである。

例えば、V・パールは、近世ロンドンの安定を主張する研究の先駆となった論文においてロンドン市の二六の区に注目した。区の集会である区会（wardmote）には、区内の全世帯主が出席をみとめられており、これを通じて民衆の意見がロンドン市長、市参事会といった市の上層部に伝えられることができた。また、区内の行政・警察に関する任務を担当する区役人が区会で選ばれたが、その数は多く、区内の住民が何らかの役職に就く確率もかなり高かったという。その一方、区の役人によって住民調査が行われたり、区の裁判機能を担った区審問（ward inquest）において、共同体的義務を怠る者や迷惑行為をする者が裁かれるなど、区はその構成メンバーに一定の規律を課していたのである。^④

一方、J・ボルトンは、テムズ川南岸サザークの一教区、セント・セイヴィア・サザーク教区を対象とした研究において、この地域における貧民問題が従来言われてきたほど深刻なものではないこと、配偶者や遺言執行人を同じ地域内から選ぶ例が多く、住民の間には緊密な社会関係が存在したこと、そして住民が教区などのローカル・レベルでの行政に参加する機会が多いことによってこのような社会関係がより一層確固たるものになっていたこと、などを実証した。^⑤ 従来、ロンドンへの流入民が多く集まり、住民同士の結びつきが脆弱とみなされてきたサザークにおいてさえこのような事実が確認されたことは大いに注目に値すると思われる。

また、I・アーチャーによると、エリザベス時代の大ロンドンでは、同時代の大陸諸国の都市とは異なり、市政が宗教上の対立によって揺さぶられることもなく、また商業上の問題をめぐるエリート間の対立も目立たず、市の支配層は概して団結していた、という。しかし、当時、市参事会員ら市の支配層は、十分な官僚機構（とりわけ警察機構）を欠いていたため、政策実行にあたって区、教区、ギルドといった下部組織に依存せざるをえなかった。一方、中層市民はそれらの組織の運営に携わることで、下層市民は救済や紛争の仲裁などの恩恵を受けることにより、それぞれそれらの下部組織に忠誠・帰属意識を抱くようになり、市民の統合が進んだ。即ち、これらの組織を通じて市民の不満・要望が市当局に伝えられることで上下のコミュニケーションが円滑化し、支配層は市民の不満に対して敏感に対応できたので、暴動等の危機

を未然に防ぐことができた、というわけである。^⑥

以上のように、近年の一六—一七世紀ロンドン史研究においては、末端の地縁的・職能的共同体がロンドン市の行政に果たした役割に注目しつつロンドンの安定を主張する、いわば「近世ロンドン安定論」とでもいうべきものが、徐々に台頭しており、ロンドンの末端組織の役割の重要性が認識され始めている。^⑦ 本研究では、「近世ロンドン安定論」の議論を念頭におきつつ、ロンドン市の末端組織のうち、市内に約一〇存在した教区に注目して、エリザベス及びジェームズ一世時代のロンドンにおけるその実態を詳細に考察する。この時期のロンドンの人口増加に起因する諸問題に対して、教区の側でいかなる対応がなされたかを明らかにしたい。特に教区に焦点を合わせる理由は、既に紹介したボルトンやアーチャーの研究のように「近世ロンドン安定論」との関係で教区に触れたものもあるにはあるが、いずれも局所的ないし断片的な言及にとどまっており、教区自体をまともな研究対象としたものは未だ現れていない、と考えるからである。

イギリスにおける教区制度は一〇—一世紀に形成され始め、一二世紀までには全国的に成立した。教区の定義をO.E.D.に求めれば、教区とは「それ自身の教会を持ち、それ自身の司祭 (priest)、牧師 (parson)、教区聖職者 (parish clergyman)——彼らには十分の一税や教会税が支払われるのだが——が勤めているところの町区 (township) またはその集合」である。しかし、この定義は一六世紀以降のイギリスにおいては、あまりに素朴すぎて、時代・社会の実情を反映するものとは言えなくなってくる。何故なら、この時期以降、教区は世俗的・行政的役割を次第に担うようになるからである。エリザベス時代の一連の救貧法により、救貧責任が教区に任されることになったのはその顕著な例である。^⑧

本研究は、「教区」がその本来の定義から大きく逸脱して、如何に世俗的・行政的役割をもふくめた活動領域へと踏み込んでいくことになるかを、いわゆる「近世ロンドン安定論」と絡めて論じようとするものである。従来あまり参照されることがなかった教区会議事録 (Vestry Minute Books) を十二分に活用することにより、教区の具体的な活動に即して教区の実体に肉迫することを試みたい。^⑨

- ① R. Finlay and B. Shearer, 'Population Growth and Suburban Expansion', in A. L. Beier and R. Finlay(eds.), *London 1500-1700: the Making of the Metropolis*, Harlow, 1986, pp. 48-49. (『ロンドン及びその周辺地域の発展と変化』1986年)
- ② P. Clark and P. Slack, *English Towns in Transition 1500-1700*, Oxford, 1976, ch. V; id(eds.), *Crisis and Order in English Towns 1500-1700: Essays in Urban History*, London, 1972, pp. 35-37.
- ③ A. L. Beier, 'Social Problems in Elizabethan London', *Journal of Interdisciplinary History*, 9(1978), id., *Masterless Men: the Vagrancy Problem in England 1560-1640*, London, 1985, pp. 40-47.
- ④ V. Pearl, 'Change and Stability in Seventeenth-Century London', *London Journal*, 5(1979).
- ⑤ J. P. Boulton, *Neighbourhood and Society: a London Suburb in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1987.
- ⑥ I. W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge, 1991.
- ⑦ 近世ロンドン危機論・安定論を概観したもので、中略に「イギリス近世都市の危機と安定——ロンドン史の最近の成果から」『大英学芸大系総論集』六、一九九一年。
- ⑧ D. M. Palliser, 'Introduction: the Parish in Perspective', in S. Wright(ed.), *Parish, Church and People: Local Studies in Loy Religion*, London, 1988, pp. 8-11.
- ⑨ *The Vestry Minute Books of the Parish of St. Bartholomew Exchange in the City of London 1567-1676*, ed. E. Freshfield (London, 1890) (以下、'Vestry Minutes of St. Bartholomew'と略記)；*The Vestry Minute Book of the Parish of St. Margaret Louthbury in the City of London 1571-1677*, ed. E. Freshfield (London, 1887) (以下、'Vestry Minutes of St. Margaret'と略記)；*Minutes of the Vestry Meetings and Other Records of St. Christopher-le-Stocks in the City of London*, ed. E. Freshfield (London, 1886) (以下、'Vestry Minutes of St. Christopher'と略記)；*Memorials of Stepney Parish*, ed. G. W. Hill and W. H. Frere(1890-91).

第一章 教区の運営と教区役人

本章では、「教区」がどのように運営されていたのか、またその運営を担った「教区役人」を構成したのはどのような人々であったか、などについて考察する。

ウェッジ夫妻によるイギリス地方自治史研究によると、教区会(vestry)の最初の例は一六世紀初頭にみられるという。教区会は、教区条例の制定権、教会の維持・補修のための課税権、教区役人の選出権などを有しており、教区運営の中心

を担っていた。^① ロンドンのセント・マーガレット・ロスベリ教区の教区会運営規則によると、教区会の召集権は、教区聖職者、または次に述べる教区委員が有していた。^②

教区の業務を担当した教区役人（通常は無給）のうち、最も重要なのが教区委員（churchwarden）である。その任務は、教会施設の維持、献金の徴集、教区財産の管理、教区会計の出納事務（このために教区委員会計簿という記録をつける）など多岐に渡る。教区委員の定員数は教区により様々であり、例えば、ロンドンのセント・バーソロミュー・エクステンジ教区やセント・マーガレット・ロスベリ教区では定員二名、任期二年であるが、セント・ダンスタン・ステプニー教区では定員四名となっていた。^③

その他の教区役人としては、教区委員会計簿を検査した監査役（auditor）、教区委員の補佐役（sideman）、救貧税徴集などを担当した貧民監督官（overseer for the poor）などが存在した。これらの役人は、教区会において指名されるか、または選挙によって選ばれた。例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区では、一五八四年一〇月二六日の教区会で教区委員候補三名のうちから一名を選挙で選んでいる。^④

では教区役人に就いたのは如何なる社会階層の人々であったのか。まず初めに同時代人による観察を通してみておこう。人文主義者サー・トマス・スマスは、一五六〇年代初めの著作 *De Republica Anglorum* において、当時のイギリス国民を、(1) 爵位貴族、(2) ジェントリ、(3) 都市市民とヨーマン、そして (4) 「支配することのない第四番目の人々」の四つに分類した上で、教区委員になるのはこの四番目の「支配されるだけで、支配することのない人々」であると書いた。この四番目の階級には日雇い労働者らも含まれることから、スマスが教区委員になった人々の階層をかなり低く見ていることは明らかである。^⑤ また、一五七一年の庶民院において、サー・オーエン・ホプトンは教会欠席者を訴える任務を教区委員に委ねるべきではない、と主張した。何故なら、「教区委員は身分の低い人々であり、人の機嫌を損ねるのを恐れるため「教会欠席を訴えて」隣人の不興を招くくらいなら、むしろ偽証をする方を選ぶであろう」から。ホプトンもまた、教区委員の立場

をかなり弱いものと見なしているようだ。^⑥

一方、近年の農村地域史研究によつて、これらの同時代人が持った教区委員についてのイメージがかなり歪んだものであることが明らかにされてきた。例えば、ライトソンとレヴィンによるエセックス州の一教区ターリングについての研究によつて、教区委員に就いたのは、農村社会において中層の階層であつたヨーマンやハズバンドマンであつて、貧しい農民層のレイバラーや小屋住み農が教区委員になることはほとんどなかつたことが判明している。^⑦

それでは、ロンドンの教区の場合はどうか。セント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区の救貧税納税者のリストの分析を通じて、そのことを考察してみよう。救貧税は教区会や教区委員によつて各教区民の経済力に応じて課税されるものであり、それ故、教区内における教区民の相対的な経済的位置を知る手掛かりとなるものである。この教区の場合、一五九七年の納税者六〇人の氏名と納税額とを教区会議事録から知ることができる。一五九〇年代に教区委員に就いた人々の納税額を調べることに、どのような経済的地位にある人々がこの教区で教区委員に就いていたかのおおよそを知ることができるのである（表1参照）。一五九〇年代に教区委員になつた十一人のうち納税額が判明しているのは九人である。このうち、三分の二にあたる六人が毎週二ペンス以上を納税している。毎週二ペンス以上を支払っているのは、全納税者六〇人中の上位二四名（上位四〇％）であるから、この教区では教区委員は主として相対的に富裕な人々によつて構成されていることが分かる。更に、救貧税納税者自体がある程度の経済力のある人々から成つていた事実を付け加える必要がある。一六三八年に行われたロンドン市民の財産調査によると、セント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区では全世帯の約八割（七八・四％）が救貧税を負担し、残り約二割は貧困等の理由で免除されていたのである。^⑧ 仮にこの比率を一五九七年のケースに適用すると、六〇人の納税者の他に一五人の貧しい階層が存在したわけだ。以上のデータから、同教区で教区委員となつたのは、経済的に中層以上に属する人々であることが分かる。

では、他の役職についてはどうか。同様の分析を監査役について行う（表1参照）。一五九〇年代に監査役となつた二一

表1 教区役人の救貧税納税額

毎週の納税額(1597年)	納税者数	教区委員の人数	監査役の人数
8 ペンス	1	0	1
6 〃	4	0	2
4 〃	8	1	5
3 〃	7	3	4
2 〃	4	2	1
1.5 〃	5	1	2
1 〃	22	2	3
0.5 〃	9	0	0

(Vestry Minutes of St. Bartholomew, pp. 23-44)

人のうち納税額が判明したのは一八人だが、その三分の二にあたる一二人が毎週救貧税を三ペンス以上納めている。全納税者の中で毎週三ペンス以上納めているのは二〇人（上位の三分の一）であるから、監査役の方が教区委員よりも高い社会階層の人々が就いていたであろうことが分かる。これは、監査役の任務が教区委員が作成した会計簿の検査・監督であったことと関係があると思われる。N・オールドリッジによるチェスターの教区研究によると、教区委員が教区の実務を担当し、それよりも社会階層の高い人々が監査役の集団を構成して、監督的な役割を果たしていた^⑨というが、セント・バー

ソロミュー教区についての右の分析結果もこの事実を裏書するものであろう。

このように、教区委員、監査役といった教区の要職に就いたのは、中層以上の社会階層に位置する人々であったのだが、しかし、ロンドンの最上層を占める市参事会員（alderman）が教区の要職に就くことは殆どなかった。一五七三―四年には市長も務めた市参事会員の John Ryvers が一五七〇年代に規則的にセント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区の教区会に出席したり、或いは、市参事会員の Anthony Ratcliffe が一五八〇年代から一五九〇年代のセント・クリストファ・ル・ストックス教区の教区会に出席したというように、市参事会員が末端の教区の事情に通じるために積極的に教区の活動に参加するということはあった^⑩。また、市参事会員に昇進する前に教区の役職に就くということもあった。例えば、後の市参事会員 William Ryder は一五八九年六月一日にセント・ダンスタン・ステプニー教区の監査役になっている^⑪。しかし、おそらく公務が多忙なためであろう、市参事会員が教区役人を兼ねることは殆どなかったようだ。以上のことから、教区行政をリードした教区役人たちは、各教区において相対的に富裕な中層階層以上に属しつつも、市参事会員等に到達して市政の中枢を担うまでには至

っていない人々によって構成されていた、と考えることができよう。

- ① S. and B. Webb, *English Local Government from the Revolution to the Municipal Corporations Act: the Parish and the County*, London, 1906, pp. 37-39; W. E. Tate, *The Parish Chest: a Study of the Records of Parochial Administration in England*, Cambridge, 1960, p. 13.
- ② *Vestry Minutes of St. Margaret*, pp. 1-2.
- ③ S. and B. Webb, op. cit., pp. 20-25.
- ④ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 16.
- ⑤ M. Dewar(ed.), *De Republica Anglorum by Sir Thomas Smith*, Cambridge, 1982, pp. 64-77.
- ⑥ T. E. Hartley(ed.), *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*.
- ⑦ Vol. I, Leicester, 1981, p. 202.
- ⑧ K. Wightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling, 1525-1700*, New York, 1979, pp. 103-106.
- ⑨ J.P. Boulton, *Neighbourhood and Society*, p. 116; *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 132-133.
- ⑩ N. Aldridge, 'Loyalty and Identity in Chester Parishes 1540-1640', in S. Wright(ed.), op. cit., pp. 106-108.
- ⑪ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 3-4, 6-7; *Vestry Minutes of St. Christopher*, pp. 13-19.
- ⑫ *Memorials of Stepney Parish*, p. 17.

第二章 教会出席状況と教区委員の活動

従来、一六世紀後半から一七世紀にかけてのロンドンにおける教会出席状況の悪さが指摘されることが多かった。その際、当時のロンドンには教会以外に人を引きつけるもの、例えば、劇場、テムズ川南岸サザークのパリス・ガーデンのクマイじめ、居酒屋その他の娯楽施設が多数存在していたため教会の影が薄かったという、どちらかといえばナイーヴな根拠に基づく見解は随所に見受けられる。^①しかし、教会出席状況悪化の原因として、本質的な意味でより重要なのは、ロンドンにおける急激な人口増加であると考えられる。ロンドンでは、一教区あたりの面積は小さいものの、一六世紀後半以降の増大する流入人口により、国教強制が困難な状況が生じつつあったと考えられてきた。即ち、国教会に信従せぬ者が大都市ロンドンの雑踏の中に紛れ込んでしまう恐れがある、というわけである。例えば、一五八一年五月二八日、枢密院がロンドン市長とロンドン主教に宛てた報告には、全国の様々な場所から、国教会に信従するのを拒む連中が、追求を逃

れようとしてロンドン市に入り込んだ、とある。^② また、人口増加によって、教区民に教会出席を促すことが困難な状況が生じつつもあった。例えば、市壁の内と外にまたがる大教区セント・ステファン・コールマンストリートの教区聖職者である John Davenport が一六三〇年に述べたところでは、彼は聖餐にあずかる人々 (communicant) が一四〇〇人いる自分の教区の教区民の大半を知らないという。なぜなら、「彼らの数はあまりにも多く、あまりにも頻繁に住所を変えるから」。^③ この例にみられるように、急激な人口増加は、ロンドンの諸教区における匿名性を高め、教区聖職者や教区会の有力メンバーが教区民の動向を把握しきれない、という状況を生み出しかねなかった。近世ロンドン危機論を主張するクラークとスラックはその共著において、人口増加の著しかったロンドン郊外地域をラディカルなピュリタンの巣窟とみなして問題にした。^④

しかしながら、教区の史料を詳しく見ると、教区役人らの努力により、実際には教会出席状況の改善が促進されていたケースがいくつか存在したことがわかる。例えば、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区では、一五八三年三月に、毎日躍日に教会を欠席する者に救貧用の施し物を与えないことが決定され、貧民に教会出席を促す努力がなされた。^⑤ また、オールハロウズ・ザ・グレート教区は、一六三八年に二四八世帯を有する比較的大きな教区であったが、一六一五年の教区会において、二人の補佐役が毎日躍日の午前中に教会を欠席したものをチェックし、教区委員が欠席者に一回欠席につき一二ペンスの罰金を課すか、より頻繁に違反する者を告訴することが決定された。^⑥

最後に、J・P・ボルトンの研究に拠りつつ、人口数千人を数える大教区においてさえ、教会出席が効果的に促進され得たことを示す例を引く。テムズ川南岸に位置するセント・セイヴィア・サザーク教区はロンドン危機論者が彼らの標的とする、いわゆる典型的な「郊外教区」であるが、一五四七年に三二〇〇人であった同教区の人口は、一六〇三年には七〇〇〇人に、一六三一年には九三〇〇人に増えた。^⑦ この大教区に残っている聖餐式出席者についてのデータから、教区役人らの人口増加への対応の仕方が窺えるのである。セント・セイヴィア教区の聖餐式実施方法の特色は、聖餐式用のチケ

ット (Communion token) の使用と聖餐式出席資格者リストの作成である。まず、毎年三月に教区委員は各世帯の出席資格者数を数えてリストに記入する。次に、一回の聖餐式への出席者の数を限るために、復活祭から聖霊降臨祭の間に一定の間隔を空けて一定の数の人々にチケットの配布が行われる。貧困により特別に免除される者以外はチケット一個につき、三ペンスを支払う。然るべき期間を経て教区委員は二回目の巡回を行い、前回の聖餐式欠席者のチェックが行われて、結果的には洩れなく聖餐式を受けるよう、配慮工夫がなされた。このような方法で、教区の役人らは聖餐式への出席を積極的に促し、また出席状況を確認しようにとしたわけである。一六〇三年には、同教区において聖餐式への出席資格を持つ四三二人のうち、三七〇〇人、即ち、全体の八七・四%が出席した、という。^⑧

このセント・セイヴィア・サザーク教区はテムズ南岸の市壁外地域に位置しており、このうちバラ・サイド (Borough side) 地区以外の地域はロンドン市当局の管轄外にあったことは注目してよいだろう。即ち、ロンドン危機論者がとりわけ不安定な地域であると主張するロンドン市管轄外の郊外地域においてさえ、かなり有効な教区支配が可能であつたらしいことがここに読み取れるのである。

もちろん、これだけの例からロンドン危機論者の主張が直ちに崩れるわけではあるまい。しかし、既に見たように、従来の「教会不安説」はややもすれば、当時の一般的文化風潮とか、信仰の熱意に燃える聖職者が教会の現状を憂える思いから発した言葉などから帰納した結果に負うところが意外に大きい、とも考えられる。これに対して、先述の J・P・ボルトンに代表される地味ではあるが実証的な研究は、セント・セイヴィア・サザーク教区以外郊外地域の大教区においても、教会の出席率は、実は、意外に高かったのではないか、との推測を強いるように思える。少なくとも、ロンドンの教区が、市の内外を問わず、総体的に秩序と統制を欠き、混乱に陥っていたとする従来の議論には修正を加える必要があると思われる。

⑧ P. Collinson, *The Religion of Protestants: the Church in English Society*

1559-1625, Oxford, 1982, pp. 204-205.

- ロンドン市における居酒屋の多さが憂慮すべきものであったこと、一六一八年九月に、枢密院がロンドン市長・市参事会に宛てた手紙の中で、「古来の諸法によると、ロンドン市内の居酒屋の数は四〇軒に制限されているのに、今やその数は四〇〇軒を超えている」と警告を発したことが明らかにされている。W. H. and H. C. Overall (eds.), *Analytical Index to the Series of Records Known as the Remembrancia Preserved among the Archives of the City of London, 1579-1664*, 1878 (以下、*Index to Remembrancia*と略す), p. 544.
- ② *Index to Remembrancia*, p. 127.

第三章 ロンドン市行政における教区の役割

第一節 市当局・区と教区の関係——治安維持対策を例に

ロンドン市を構成する基本的な下部行政組織の単位は、本来、区 (ward) であった。ロンドン市政の頂点を占める二六人の市参事会員はそれぞれ市の二六区の代表であり、市議会 (common council) の議員も区を単位に選ばれていた。毎年一二月に市参事会員が議長となって各区で開かれた区会では、市議員の他、治安官 (constable)、警吏 (beadle)、審問官 (inquestman)、清掃係 (scavenger) など末端行政業務を担う区の役人が選ばれていた。また一六世紀中頃より、市参事会員の一人は、市参事会員の代理 (alderman's deputy) として、区に常駐し、浮浪者を処罰したり、貧民の家の間借人を追い出したり、怠け者・犯罪者をブライドウェル・ホスピタルへ送るなど、区の治安維持の任務を果たした。このように区は、ロンドン市における末端行政単位として然るべき位置を占めていたことは確かであり、これがパールの「ロンドン安定論」を支える根拠であることは、既に見た通りである。^①

- ③ P. Collinson, op. cit., pp. 210-212.
- ④ P. Clark and P. Slack, *English Towns in Transition 1500-1700*, pp. 72-73.
- ⑤ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 14.
- ⑥ J. P. Boulton, 'The Limits of Formal Religion: the Administration of Holy Communion in Late Elizabethan and Early Stuart London', *London Journal*, 10 (1984), pp. 135-136.
- ⑦ J. P. Boulton, 'The Limits of Formal Religion' p. 137.
- ⑧ J. P. Boulton, *Neighbourhood and Society*, pp. 279-284.

一方、教区は教会の単位（主教区の下部単位）であつて、本来、市政とは何ら關係を持たぬはずのものであつた。教区の境界も区はおろか、ロンドン市の境界とすら一致していなかった。

ところが、ここで注意しなければならないのは、区の行政を遂行した先述の区の役人の多くが、実は区会に先立つて区内の教区の教区会において指名されていた、という事実である。区会は役人選出にあつて、教区会が選んだ候補を追認するだけの役割しか果たしていなかった。例えば、セント・パソロミュー・エクステンジ教区の教区会議事録によると、治安官、審問官、清掃係の三つの役職は、常に教区会において教区民の中から選ばれており、あたかも教区付の役人であるかのような扱いを受けている。また、時には市議会員を教区会が選ぶこともあつた。^②F・フォスターの研究によると、現存するロンドンの教区会議事録の半数以上に区役人を指名した記録が残っているという。^③このように、区の行政を担っていたのは、実際には、いわば教区の影響下にある人々であつたのだ。

更に、区の業務自体もその遂行にあつて教区に依存することもあつた。区の裁判機能を担当した区審問を例にみてみよう。区審問は、先に挙げた審問官によつて運営され、市条例違反、不法建築、不法間借人などを摘発し、市参事会員に訴えるなどした。^④ところでこの場合、毎月開かれる区審問に訴えるための予備調査を教区会が行つていた事実は注目してよい。例えば、セント・アンドリュウ・ホルボーン教区の教区会議事録には、怠け者、浮浪者、ごろつき、教会欠席者等を予め教区会が尋問し、区会または区審問はそれを受けた上で起訴すべきことが記されている。^⑤セント・マーガレット・ロスベリ教区では、一五七九年、市参事会員の命令により、このような任務を遂行するために、六人の富裕な教区民が選ばれている。^⑥

その他、本来は区単位に徴集されるべき十五分の一税（Tithes）も教区単位で課税・徴集されたり、市長・市参事会員の命令もしばしば教区会を通じて市民に伝えられるなど、教区が区の権限を吸収していった例は多くみられる。このように、ロンドンの教区は、市政における「影の行政区」として確実にその重要性を高めていったのである。^⑦

一方、市当局の側でも、ロンドンの安定を確保しようとする際、教区の働きに期待するところがますます大きくなっていった。それを示す例として、一六世紀後半以来の急激な人口増加の結果ロンドン市が抱え込むことになった問題のうち、治安維持、特に浮浪者対策の問題を取り上げて考察してみよう。

一六世紀後半から一七世紀にかけて浮浪者問題がロンドンにおいて深刻化していたことは、ロンドン市の矯正施設であるブライドウェル・ホスピタルへ送られた浮浪者の数が如実に示している。即ち、ベイヤーの研究によると、ブライドウェルの理事たちによって裁かれた浮浪者数は一五六〇―一六一年には六九人であったのが、一六二四―二五年には八一五人となっている。つまり、一五六〇年から一六二五年までにブライドウェルで裁かれた浮浪者の数は約一二倍に増えたわけである^⑧。

一五七二年の「浮浪者の処罰ならびに貧民・無能力者救済のための法」(An Act for the Punishment of Vagabonds and for Relief of the Poor and Impotent)の規定によると、捕らえられた浮浪者は四季裁判または巡回裁判によって裁かれ、処罰を受けることになっていた^⑨。ところが、一五九八年の「ごろつき、浮浪者、健康な乞食を罰するための法」(An Act for Punishment of Rogues, Vagabonds and Sturdy Beggars)の規定では、四季裁判など正式の裁判で対処されるのは凶悪な浮浪者のみで、その他の場合には教区が略式に裁き処罰すべきこととされた。即ち、一五九八年法により、教区は独力で浮浪者問題に対処する権限が与えられたわけである^⑩。

もっとも、ロンドンの諸教区に関しては、一五九八年法以前に、既に浮浪者問題に取り組む体制が整っていたことは注目に値する。このことは、ロンドン市において治安維持の主力を担った治安官（この役職の指名権も教区が握ることが多かったことは既に述べた通りである）が浮浪者問題に十分対応できぬために生じた結果であると思われる。治安官の任務は、浮浪者の逮捕、住民による夜警の組織・監督、消火・消灯令の実施、新住民調査・名簿作成など多岐に渡っているが、このうち浮浪者逮捕の点で治安官の活動が不十分であるとの不満が多かったことが知られている。先述したように、ロンドン

の浮浪者が急激に増えるという状況のもとでは、他に多くの任務を抱えた治安官にこの問題に対する満足な対応を望むことには、もともと無理があつたといわざるをえない。このような事情を考慮してであらう、一五七三年に各教区は浮浪者監視人 (surveyors for the vagrants) を任命するよう命じられ、以後、市長や市参事会員により、引き続きこの役職を維持することが再三に渡って命じられている。監視人の仕事には、はじめは教区民が無給で順番に就いていたが、やがて有給の監視人を各教区で雇うことが多くなった。浮浪者専門の役人の設置により、教区は従来以上に浮浪者問題、ひいては治安の維持によりきめ細かく貢献しうる体制を敷くことができたといえよう。^⑩

しかしながら、監視人の設置に関して、教区の側に不満がなかったわけではなく、また常に市長・市参事会のいいなりになっていたわけでもないことは、「教区」の存在の意味を考える上で無視できない事実であると思われる。一例として、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合をみてみよう。一六〇二年二月二十六日の教区会において、市長の命令に従って、ごろつき、物乞いに対処するための監視人が指名された。ところが、一六〇三年三月一三日の教区会では、この監視人の給料の高さに辟易した教区有力者たちは、「見回りをするのは治安官の責任であって、教区民が彼「治安官」の責任を軽くしてやるいわれはない」と主張して、勝手にこの役職を廃止してしまった。一六〇三年四月二一日付の市長の命令により、再び監視人を設けることが命じられ、五月一日の教区会でようやくこの役人が再指名されることになった。^⑪おそらく、教区の側では、浮浪者対策の必要性を認めつつも、その責任がますます教区に押し付けられる傾向に対して不満と反発の意志表示が必要と考えたであろうことが推察される。もうひとつ、同様の例を引く。セント・マーガレット・ロスベリ教区では、一五八〇年二月二十八日に全会一致で Lytle 氏なる人物を浮浪者監視人に選んだが、市参事会員代理の Beckett 氏がこの人選に反対し、Lytle 氏の就任を禁じた。教区会では Beckett 氏に反対する理由を問いたしたが、納得のゆく理由をついに聞くことがなかった。その結果、この教区は、市参事会員代理の意見を無視して、Lytle 氏の任命に踏み切った。^⑫

これらの例からも、教区が市長・市参事会に対してどのようなスタンスを取っていたか、その片鱗が窺い知れるであろう。こうして教区は、区の権限を吸収・融合して行く過程で、ロンドン市政の末端に確実に位置付けられるようになった。しかし、本来は市政とは無関係な宗教上の単位であった教区は、上部の行政機構・市当局に対してできるだけ独立性を保ちしようとする姿勢が一貫してみられ、そのため両者の間に相互ダイナミズムともいうべき微妙な緊張関係が存続していく事実が確認できるのである。

第二節 ペスト対策と教区

ロンドンは一六世紀後半から一七世紀前半にかけて、再三に渡ってペストに見舞われ、甚大な被害を出していた。枢密院は、ロンドン市にペスト対策強化を繰り返し迫り、一五七八年の流行時には、ロンドン市の有力者を召集して、自発的に有効な対処をしないなら、枢密院はより苛酷で負担の重い命令を出す、と脅しました^⑭。

もちろん、ロンドン市もペスト流行を手を拱いて眺めていたわけではない。市当局は、感染者の拡大を防ぐために、人が密集することを妨げようとし、一五六四年以来、ペスト流行中の芝居の上演を禁じた^⑮。さらに外国船の検疫を試みるなど、ペスト予防に関しては、ロンドン市も積極的に活動していたようなのだが、ひとたびペストが流行してからの対応ぶりには、不満が表明されている^⑯。

ロンドン市は、一五八三年に布告を出して、ペスト対策の方針を示している。それを見ると、ペスト役人の給料や患者の看護、生活扶助のための費用など、感染家屋の閉鎖・隔離に必要な経費の捻出手段として、枢密院が強く勧めていた全市規模でのペスト用臨時課税の実施は盛り込まれていないことに気付く。ロンドン市は、課税によって市民の反発を招くよりも、従来のように寄付に頼る、という安易な方法を選んだと考えられる^⑰。

このようにロンドン市当局のペスト対策が不十分なものであるため、ひとたびロンドン市内でペストが流行した場合、

政府が最も有効なペスト対策と考えていた患者の隔離の実施という任務を、市当局に代わって全面的に担ったのは末端の行政組織、とりわけ教区であった。教区でペスト対策にあたった人々には、教区委員、治安官など常設の役人も含まれていたが、中心を担ったのは、ペスト流行期間中のみ臨時に任命されるいわば「ペスト役人」とでも呼ぶべき一群の人々であった。以下では、教区レベルのペスト対策を市壁内の教区の一つ、セント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区を例に、詳しく検討してみよう。

一五九三年六月二四日、セント・バーソロミュー教区は市長の命令により、次の役人を任命した。検査員 (surveyors) 二名、看護係 (keepers) 四名、病人調査員 (searchers for the sick) 二名、死体調査員 (searchers for the dead) 二名、運搬係 (cater) 一名。このうち、最も重要なのは検査員である。その任務は、他のペスト役人の監督、感染家屋の発見、市長・市参事会員への報告など多岐に渡っている。一五九三年六月二四日の教区会議事録によると、任期は一ヶ月で、ペスト流行中は教区の有力者が無給で就いていた^⑩。ここで注目すべきことは、この検査員以外の役職には、救貧対象となるような貧しい人々が有給で就いていたことである。教区の病人・死人を調べて彼らがペストにかかっているかどうかを検査員に報告する病人・死体調査員にしても、ペスト患者の看護係や、死体を運ぶ運搬人にしても、ペスト患者や死体と接する機会が多く、当然、感染する確率も高い、と考えられていた。教区の貧民は半ば強制的にこれらの役職に就かされていたのである。例えば、一五八二年五月二〇日の教区会議事録によれば、看護係になるのを拒んだ五人の女性に対して、救貧扶助を停止すべきことが決定されている^⑪。

また、これらの役人の他にも、セント・バーソロミュー教区では、隔離・閉鎖された家から住人が脱出せぬよう警備したり、或いは、家の中の住人に生活必需品等を供給したりする監視人 (watcher) が雇われていた。このことは、一六〇七年一〇月から一一年にかけての教区会の記録に監視人の給料についての記述があることから確認できる。ところで、この一六〇七年の記録を見ると、この監視人の給料支払いをめぐる、隔離のため閉鎖された家屋の住人と教区との間でトラ

ブルがあつたことまでわかつて興味深い。即ち、この年、ペストにかかつて自宅に隔離されていた Dewyn という教区民は、監視人の給料支払いの要求を拒否したのである。それに対して教区は、同氏が富裕であることを理由に繰り返し給料を支払うよう要求している。^{②①}

しかし、これとは逆に、患者が貧しい場合には、教区は監視人や看護係の給料を患者に代わつて支払っているのみならず、その生活費をも援助していた事実は注目しておく必要がある。例えば、一五八二年五月二〇日の教区会では、ペストに感染した貧民 Christopher Wade なる人物に毎週一三シリング四ペンスを与えることが決定されている。^{②②}

ペスト役人の給料、貧しい患者の援助など、ペスト対策に必要な費用の捻出方法については、残念ながら、セント・バーソロミュー教区の記録は何も伝えていない。おそらく、ロンドンの他の教区と同様に、富裕な教区民からの寄付に頼っていたものと思われる。P・スラックによると、一六二五年以前に、ロンドン及びその郊外において、ペスト対策費のために課税を実施していた教区は、わずか三教区のみであった。^{②③} そのうちのひとつセント・マーガレット・ロスベリ教区の場合、一五九三年七月二二日の教区会において、ペスト流行中は毎月の救貧税を一ヶ月分余計に徴集して、ペスト対策費に充てることが決定されている。^{②④}

寄付に頼るにせよ、課税を実施するにせよ、ペスト対策は教区民に重い財政的負担を強いたのであり、加えてペスト流行中の経済活動の停滞などの影響をも考え合わせると、教区当局がペストの予防と流行拡大の防止に最大限尽力したのも当然であった。しかし、その過程で、教区当局が教区民の日常生活の中へ深く介入して行つた事実は無視できない。例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区では、一六〇四年四月、ペスト患者を他所から引き取つた Bona という教区民に、その患者を追い出さねば同氏を市参事会員代理に訴える、と迫っている。^{②⑤} また、セント・バーソロミュー・エクスチエンジ教区では、一六〇七年、感染拡大を防ぐという理由で、ペスト患者を出した家の家具その他一切の売却が禁じられた、という。^{②⑥} また、ペスト対策が教区の活動の他の領域、とりわけ浮浪者対策に与えた影響も見逃せない。チャールズ一世の

侍医 Mayeme の文書（二六三年）が主張するように、当時ペストは浮浪者、怠け者、居酒屋などにたむろして道徳的に問題のある人々によってもたらされる、とまことしやかに伝えられ、信じられていた。^{②⑦} このことは、より大きな行政レベルでは、ロンドン市当局がペスト防止を口実として、劇場など市民の道徳に害があると考えられたものを非難・攻撃し、取り締まることに力を貸した。^{②⑧} 一方、教区レベルでも、日頃、厄介視されていた浮浪者の処罰・追放を一挙に正当化した、既に述べたように、一般教区民への介入などを通じて、社会的規制を強化することを容易ならしめた、と考えられる。これまで検討してきたことから、教区という末端行政組織が、一六世紀後半から一七世紀前半にかけてペストがもたらした「危機的状況」に対して、独自の機動力を発揮しつつ、極めてきめ細かく対応していた様子を窺うことができるのである。また、この経験と実績は、「影の行政区」としての教区の存在を広く認めさせるとともに、教区が自らの行政能力に自信を深めていく契機ともなったであろう。

第三節 救貧対策と教区

イギリスの救貧法の歴史において、本章第一節でも挙げた一五七二年の「浮浪者の処罰ならびに貧民・無能力者救済のための法」は画期的な意味を持つ。それ以前は、貧民を救済するための資金は自発的な寄付に頼っていたのだが、この法によってはじめて全国的に救貧税の強制課税が導入されたのである。この法の規定するところによれば、救貧行政の責任は各州の治安判事や都市の市長にあった。即ち、治安判事・市長は、各教区の貧民の名を記録し、彼らを援助するのにいくらかかるかを見積もり、徴集官（collectors）や監督官（overseers）を各教区に任命して、教区民に課税させることと定められていた。^{②⑨} ロンドンでは、この法の施行に対応して、一五七二年九月の市長の命令により、教区委員が各教区において老齢で働けないなど救貧の対象となる人々のリストを作成し、それに基づいて課税することとされた。^{③①}

ところで、ロンドンの救貧行政を考察する上で興味深いのは、この一五七二年法の第二九条の規定では、ロンドンで集

められた救貧税が全ていったんはクライスト・ホスピタルの理事たちに納められ、その後ロンドン市内に分配されることになっていった点である。即ち、ロンドン市の救貧行政をクライスト・ホスピタルが統轄することの法的根拠がここに見いだせるのである。このことは、ロンドン市当局・ホスピタルと教区との間における救貧行政をめぐる関係に大いに影響を与えることになるのだが、それを詳しく見る前に、一六世紀後半におけるロンドンの救貧制度について概観しておく必要があるだろう。

一六世紀後半ロンドンの救貧行政の特徴は、教区によるものと一六世紀中葉に相次いで設立・再建された四つのホスピタル（セント・トマスズ、セント・バーソロミューズ、ブライドウェル、クライスト）を通じて市当局が行うものとの二本立てになつていた点にある。四つのホスピタルと教区との役割分担のありようは、一五七九年の市条例に明らかである。即ち、

- (1) 病人はセント・トマスズ・ホスピタルとセント・バーソロミューズ・ホスピタルに空きがあれば収容され、無ければ各々の教区で扶養する。
- (2) 浮浪者等はブライドウェル・ホスピタルへ送られ、ロンドン市の住民であればそこで労働に従事させられ、それ以外の者はムチ打たれた上で出身地へ送り返された。
- (3) 孤児は孤児院であるクライスト・ホスピタルに空きがあれば収容され、無ければ各々の教区で扶養することが求められた。
- (4) 老齢・盲目などで労働不可能な者は、教区において救貧を受けた。^⑪

前述のように、一五七二年法の規定に従い、ロンドン市内で集められた救貧税のうち、クライスト・ホスピタルの理事が教区の手元に残す割合を決定し、それ以外はクライスト・ホスピタルへ送金させていた。例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区では、一五七九年九月四日から一五八〇年九月四日までに三〇ポンド八シリング三ペンスを救貧税として集めたが、そのうち一四ポンドをクライスト・ホスピタルへ送金している。^⑫ I・アーチャーによると、市壁内の教区では、平均して救貧税の五八％をクライスト・ホスピタルへ送金していた。一五七三―七四年を例に取ると、クライスト・ホスピタルは総額一二七九ポンドを教区から受け取っていた。これらの金額の大部分はクライスト・ホスピタルでの孤児

養育に使われたが、一部は貧しい教区の援助のために再分配された。こうして一五九八年以前、クライスツ・ホスピタルは毎年平均して、総額二五〇ポンドから三〇〇ポンドを貧しい教区に分配している。その他、クライスツ・ホスピタルは、教区で救貧税徴集を担当していた徴集官 (collectors for the poor) の会計書の検査も行っていた。このように、一六世紀後半には、ロンドンの救貧システムは、クライスツ・ホスピタルを中心に中央集権化されていたといえよう。^⑤

しかし、その一方で、この集権的システムに対しては各教区からの反発が強かったことも事実である。とりわけ、救貧税として集めた金額のうち手元に残せる割合を教区がコントロールできないのが不満の的であった。例えば、一五七三年一月三〇日のセント・マーガレット・ロスベリ教区の教区会は、クライスツ・ホスピタルに対して、同教区の貧民用の取り分を増やしてくれるよう請願すべきことを決定している。^⑥

また、クライスツ・ホスピタルの孤児院としての役割そのものにも疑問が持たれた。このホスピタルの收容人数は、一五八〇年代から一五九〇年代において、約五五〇人から六五〇人であったが、一五九〇年代の不況期には空きがないことが多かった。例えば、セント・マイケル・コーンヒル教区は一五九一年、一五九二年に孤児の收容を繰り返し断られたために、クライスツ・ホスピタルへの送金を打ち切ることを決定した。^⑦ また、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区では、一六〇二年に同教区の孤児二名を收容してくれるよう請願した。しかし、クライスツ・ホスピタルが「満員、かつ、既に收容した子供でさえ満足に養えない」という理由で却下したため、同教区は彼らの扶養の引き受けを余儀なくされた。このような場合、教区は、教区の財産から養育費を捻出したり、特別課税を行うなど負担増に直面したのである。

例えば、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区では、一五九九年に、ホスピタルに收容してもらえなかった孤児養育のため、毎週二シリングの食費と六ペンスの学費を負担せねばならなかったのである。^⑧

それにもかかわらず、市当局の側は、これに追い打ちをかけるかのごとく、クライスツ・ホスピタルに過剰な負担がかかることを避けるため孤児・貧民を教区に押し付けてしまいたいと考えていたふしがある。一五八二年九月二七日の

市長から Candlewick 区の市参事会員にあてた手紙では次のように命じられている。即ち、「クライスツ・ホスピタルに収容された」子供が一六歳になったら教区で再び引き取ると教区会が約束しないのであれば、教区からクライスツ・ホスピタルへ宛てた孤児収容を求める請願書に署名してはいけない」と。^⑧

以上のように、一六世紀後半のロンドン市の救貧行政は、市当局・ホスピタルと教区との間のせめぎ合いとでもいうべき様相を呈しており、当然ながら、救貧に果たす教区の役割と重要性はますます侮りがたいものとなっていたことが理解できる。このような傾向に拍車をかけたのが一五九八年の「貧民救済のための法」(An Act for the Relief of the Poor)であった。同法のもとでは、四人の貧民監督官の任命権こそ一五七二年法と同じく各州の治安判事や都市の市長に与えられていたが、救貧税の課税、労働不能な貧民の救済、失業者への仕事の提供、孤児を徒弟に出すことなど救貧業務の実権は各教区に移されることとなった。即ち、治安判事・市長は、救貧税課税の承認など監督的な役割を担うにとどまることとなったのである。また、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の例が示すように、貧民監督官の指名も実際には教区会が担当していたようだ。^⑨とりわけ、ロンドン市の救貧行政を考える上で、この一五九八年法において注目すべきことは、一五七二年法に盛り込まれていた、クライスツ・ホスピタルによる救貧税統轄を定めた条項が削除されたことである。勿論、だからといって、一五九八年法施行後すぐに各教区からのクライスツ・ホスピタルへ向けての送金が停止したわけではないが、その金額は確実に減少していった。^⑩もっとも、教区からの送金が激減しても、クライスツ・ホスピタルは寄付された土地からの利益等の収入が増加していたため、孤児院としての機能に破綻をきたすことはなかった。^⑪しかし、クライスツ・ホスピタルによる救貧税統轄の権限の縮小により、一六世紀の後半に一度は成立した中央集権的な救貧システムが一七世紀前半には崩壊するに至ったわけである。かくして、ロンドンの諸教区が自身の救貧行政全般をコントロールする体制がここに確立することとなる。

それでは、ロンドン^⑭の教区における救貧活動の実態はどのようなものであったか、以下ではそれを詳しく見ていくことにする。

教区の救貧活動の資金となったのは、当然ながら、救貧税である。一五九八年の救貧法によると、教区委員と貧民監督官は、教区民及び教区内に土地を所有する者に対して、各自の経済力に応じて課税し、教区の貧民に分配すること、となっている。例えば、一六二六年のセント・パースロミュー・エクステンジ教区では、五五人の教区民から毎週一六シリング^⑮パーペンスを集めて、一三人の貧民に分配している。しかし、教区の貧民救済活動は、このようにルーティン化された仕事のみにとどまるものではなかった。クライスツ・ホスピタルに収容されなかった孤児を教区が養わねばならなかったことは既に述べたが、孤児が成長すれば、教区は彼に支度金を付けて徒弟に出してやった。例えば、セント・パースロミュー教区では、一六一九年一月一日に、ある孤児のために、六ポンド一四シリングの支度金を付けて徒弟にだしてやっていた^⑯。また、教区は、貧民のための寄付の窓口ともなっていた。例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区の教区民 Webb は、教区の貧民用に五マルクを遺したが、その金は、教区聖職者、教区委員、徴集官らの教区役人によって貧民に分配された。このように、救貧法に定められた活動以外にも、教区は様々な方法で貧民救済の活動に深くかかわっていたのである。

ここで見落としてはならないのは、このような教区の救貧活動の恩恵に浴することができたのは、あくまでも、その教区にもとから住んでいた貧民のみであったことである。例えば、一五八四年、セント・ボトルフ・オルドゲイト教区の教会は、同教区に三年以上居住している者以外は救貧を受ける資格はない、と決定した^⑰。また、一六一二年、セント・パースロミュー・エクステンジ教区は、ベドラム・ホスピタルに収容されていた女性を同教区で引き取るか否かをめぐって市長ともめたが、九月一三日の教会会において、彼女が同教区に居住した期間が三年にわずかに満たないとの理由で、彼女をその出生地へ送り返すよう、市長に要請すべきことが決定されている^⑱。

それと同時に、教区役人は、救貧扶助の対象になりそうな新参者の流入に目を光らせてもいた。例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区は、一五九三年八月二六日に、同教区の教区民である〇×氏のところへ来た女性奉公人がやがて教区の負担になることを恐れて、その女性を追い出すべきことを〇×氏に勧告している。また、セント・セイヴィア・サザーク教区では、一五九三年に教区委員が二週間ごとに間借人を探索して、新たに教区へ来た貧民を追い出すか、もしくは、教区の世話にならぬ旨の誓約をさせている。更に、教区に捨て子があつた場合でも、徹底してその親をつきとめて、扶養の責任を免れようとする態度を教区は示している。セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、一六〇〇年六月三日に、この教区の捨て子の親を知っていると思われる Katherine Wrenche なる女性をクライスト・ホスピタルの院長に取り調べてもらい、それでも彼女が白状しないと、今度はブライドウエル・ホスピタルで処罰させた。

このように、流入してくる貧民に厳しい目を向ける一方で、教区役人たちは、教区で扶助を受けている貧民に対しても高圧的な態度で臨むことが多かった。このことは、救貧行政の実施が教区委員をはじめとした教区役人の自由裁量に委ねられている事、即ち、ある貧民が救貧を受けるに値する貧民 (deserving poor) であるか否かを決定するのが他ならぬ教区役人であることに由来している。教区役人たちは、救貧扶助停止をちらつかせることにより、教区の貧民たちを浮浪者対策やベスト対策など一般人が避けたがる仕事に駆り出したり、あるいは彼らの家にいる間借人を、救貧負担が増えることを恐れて、強制的に追放させるなどしたのである。

更に、場合によっては、教区役人たちが、貧しい教区民に対して自分たちの道徳・信仰を押しつけようとした事実も注目し値しよう。即ち、物質的な救貧と精神的改良とを結びつけようとする企てがここに見られるわけである。セント・セイヴィア・サザーク教区の救貧院 (College) の例を引く。この救貧院に収容された者は厳しい規律に従うことを強制された。単に貧しいだけでは援助は受けられず、誠実、かつ敬虔であることが収容者に求められたのである。収容される時には、主の祈り、使徒信条、十戒を暗誦できることが要求され、収容された後も、毎日二回祈りに出席する義務を負わされ

た（欠席すると罰金四ペンス）。日曜・祭日は勿論、水、金、土曜日にも教会に通うべきこととされ、また、頻繁に教義問答を受けた。更に、年四回しか外泊は許されず、常に目印となるバッジを着用すべきこととされた。これらの規則の違反者は、一回目は一八ペンスの罰金、二回目には一ヶ月分の扶助金をカットされ、三回目には永久追放という、誠に厳しい処罰を受けることとなっていたのである。^⑤

このような例は、一六世紀後半から一七世紀前半において、イギリス各地でみられた、社会的規律を強化しようとした運動とパラレルを成すものと言える。もっとも、このような社会的規律化・道徳改善が現実にとれほど成功したかは、ことごらの性質上、単純に結論づけられる問題ではない。だが、各地の地方当局が、救貧活動の実施を通じて下層民衆の生活に精神面を含めて干渉することの正当性を獲得し、そのことによって、彼らへの支配を強化していったことの歴史的意義は決して小さいものではなかった。^⑥

以上で考察してきたことを、「近世ロンドン危機・安定論」との関わりで整理すれば、およそ次のようになる。一六世紀後半から一七世紀前半において、ロンドンの救貧行政を中央集権化しようとする試みは確かに頓挫したが、このことは必ずしも、いわゆるロンドン危機論者たちが主張するような、ロンドン救貧行政の破綻を意味するものではあるまい。貧民救済活動の主体が市当局から末端の教区に移行したのであって、その結果は、既に詳細に検討したことから明らかに、教区による物心両面からの極めてきめの細かい救貧活動へと発展を遂げ、それなりの効果を挙げた、と考えられる。その際、各教区が増大する負担に対応する中で、救貧税負担者（ratepayer）、とりわけその代表者たる教区役人の下層教区民に対する支配が次第に強化されていき、やがて第四章でみるように「特別教区会」の誕生をみるに至るのである。

- ① V. Pearl, *London and the Outbreak of the Puritan Revolution*. City
Government and National Politics, Oxford, 1961, pp. 53-54; I. Archer,
op. cit., pp. 67-68. ロンドン市制については他に、坂巻清『イギ
ス・ギルド崩壊史の研究』有斐閣、一九八九年、三二〇—三三〇頁。
- ② *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, passim.
- ③ F. F. Foster, *The Politics of Subsidy: a Portrait of the Rulers in
Elizabethan London*, London, 1977, pp. 37-38.
- ④ I. Archer, op. cit., p. 63.

⑤ F. F. Foster, op. cit., pp. 38-41.
⑥ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 12.
⑦ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, passim.
⑧ A. L. Beier, 'Social Problems in Elizabethan London', pp. 203-204. フライドウェル・ホスピタルの活動については、乳原孝「十六世紀中葉のフライドウェル・ホスピタル——その法廷記録（一五五九—一五六二年）に基づいて——」『西洋史学』第一六七号、一九九一年を参照。
⑨ 14 Elizabeth I, c. 5.
⑩ 39 Elizabeth I, c. 4.
⑪ I. Archer, op. cit., pp. 221-223; K. J. Lindley, 'Riot Prevention and Control in Early Stuart London', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th Series 33 (1983), pp. 117-118; *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 6, 10, 14-15, 20, 35, 54-55, 60, 67; *Vestry Minutes of St. Margaret*, pp. 4, 6, 8, 18.
⑫ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 47-50.
⑬ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 12.
⑭ P. Slack, *The Impact of Plague in Tudor and Stuart England*, London, 1985, pp. 203-204, 213. 「十六世紀後半から」十七世紀前半のロンドン市のベスト被害は下表の通り。
⑮ F. P. Wilson, *The Plague in Shakespeare's London*, Oxford, 1927, p. 52. もっとも、当時、劇場の多くはロンドン市管轄外のミドルセックス州やサリ州に位置していたため、劇場閉鎖にあたっては、枢密院の協力を必要とすることが多かった。例えば、一五八三年五月には、市長から枢密院のフランシス・ウォルシンガムに宛てて、劇場閉鎖実施への協力要請が出されてい¹⁶。 *Index to Remembrancia*, p. 337.

⑮ 一五八〇年には、リスボンでのベスト流行を考慮して、リスボンから来た船を検疫する権限をロンドン市長に与えるよう、枢密院に対して請願が出された。 *Index to Remembrancia*, pp. 329-330。
⑯ 一五八三年には、枢密院はロンドン市に次のように伝達した。「ロンドンより歴史、名声、富、評判の点で劣る他の都市がベスト病院を持ち、それによって「ベスト」流行中、住民の生命がまもられているのに対して、ロンドン市には感染者を移すべきベスト病院もない。このことには、女王陛下も驚いておられる」。 *Index to Remembrancia*, pp. 336-337。枢密院の再三の勧告にもかかわらず、ロンドン市には一五九四年までベスト患者を外部から隔離するためのベスト病院は設立されず、ようやく出来たベスト病院も、その収容人数は、一六〇三年の

表2 ロンドン市のベスト被害

年	全埋葬者数	ベストによる死者	全人口
1563	20,372	17,404	85,000
1578	7,830	3,568	101,000
1593	17,893	10,675	125,000
1603	31,861	25,045	141,000
1625	41,312	26,350	206,000

(P. Slack, *The Impact of Plague*, p. 151 より)

- 諸君の戸口を調査し、その結果、F. P. Wilson, op. cit., pp. 77-79, P. Slack, *The Impact of Plague*, p. 277.
- ②⑨ P. Slack, *The Impact of Plague*, pp. 213-214.
- ③⑦ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 27, 63, 65, 67. 検査員の任務を担うのは、*Vestry Minutes of St. Margaret*, pp. 26, 29, F. P. Wilson, op. cit., pp. 19-20. 参照。
- ③⑧ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 3, 5, 13, 50. 病人・死体調査員を担うのは、*Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 5, 26, F. P. Wilson, op. cit., pp. 64-66. 参照。
- ③⑩ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 55.
- ③⑪ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 13. 同様の例は、ヤン・ローランド・ロスベリ教区にも見られる。*Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 56.
- ③⑫ P. Slack, 'Metropolitan Government in Crisis: the Response to Plague', in A.L. Beier and R. Finlay (eds.), *London 1500-1700*, pp. 69-70.
- ③⑬ *Vestry Minutes of St. Margaret*, pp. 29-30.
- ③⑭ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 41.
- ③⑮ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 55.
- ③⑯ P. Slack, *The Impact of Plague*, pp. 304-307.
- ③⑰ R. Ashton, 'Popular Entertainment and Social Control in Later Elizabethan and Early Stuart London', *London Journal*, 9 (1983), pp. 6-7.
- ③⑱ 14 Elizabeth I, c. 5.
- ③⑲ E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief*, 1900, 2nd impression, London, 1965, pp. 95-96.
- ④① E. M. Leonard, op. cit., pp. 98-100.
- ④② *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 13.
- ④③ I. Archer, op. cit., pp. 159-162, 185-186.
- ④④ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 4.
- ④⑤ I. Archer, op. cit., pp. 156-157, 160-161.
- ④⑥ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, pp. 42, 46. 同様の例は、ヤン・ローランド・ロスベリ教区にも見られる。*Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 33.
- ④⑦ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 14.
- ④⑧ 39 Elizabeth I, c. 3.
- ④⑨ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, passim. ヤント・バーンローナー教区及びセント・マーガレット教区の教区会議事録には、一五九八年以後、毎年貧民監督官指名の記述がみられる。
- ④⑩ P. スラックが示すとおりになると、一五七九―一八〇年に各教区からの送金額は七九三ポンドであったのが、一六二五―一六二六年には、二一五ポンドになり、一六三五―一六三六年に至っては、わずかに三八ポンドにまで下がった。^{④⑪} P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*, London, 1988, p. 129. この傾向は、セント・バーンローナー・エクスチェンジ教区からの送金額の推移からも裏付けられるのである。即ち、一六〇〇年に二二ポンドであったものが、一六二〇年には一ポンド六シリング一〇ペンスに、一六二五年には三ポンド九シリング四ペンスまで減少している。その一方で、この教区の貧民のために使われた金額は、一六〇〇年の二八ポンド八シリングから一六二〇年の三三ポンド一八シリング八ペンス、一六二五年の四〇ポンド一シリング八ペンスへと増加している。^{④⑫} E. Freshfield (ed.), *The Account Books of St. Bartholomew Exchange*, London, 1895, pp. 8, 40, 72.

- ④① I. Archer, op. cit., p. 159.
- ④② *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 88.
- ④③ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 79.
- ④④ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 26.
- ④⑤ I. Archer, op. cit., p. 184.
- ④⑥ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 69.
- ④⑦ *Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 30.
- ④⑧ I. Archer, op. cit., p. 184.
- ④⑨ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 43.
- ④⑩ 例えば、セント・マーガレット・ロスベリ教区の教区会は、一六〇四年四月に「同教区で救貧扶助を受けている Wood 夫人に対し、間借人を追いつき出さない」と扶助を打ち切る」と警告している。*Vestry Minutes of St. Margaret*, p. 41.
- ④⑪ J. P. Boulton, *Neighbourhood and Society*, pp. 143-144.
- ④⑫ コーリソンによる社会的規律化について、P. Collinson, op. cit., pp. 141-188 を参照。

第四章 特別教区会の成立——教区の変貌——

第三章で見たように、一六世紀後半以降のロンドンを見舞った人口増大に起因する様々な社会問題（治安維持、ベスト対策、救貧対策等）に対応する中で、教区が世俗的・行政的事柄に果たす役割は拡大した。また、とりわけ救貧行政を通じて、貧しい教区民に対する教区役人の支配が強化されたことも既に述べた通りである。ところで、ここで見逃してはならないのは、このような変化と平行して、教区役人の指名、教区民への課税、教区財産の管理、会計監査など教区運営の中心を担っていた「教区会（vestry）」の組織・構造に変容が生じたことである。即ち、一六世紀末以降、主として一七世紀前半にかけて、ロンドンの教区会は、徐々に閉鎖的・寡頭的傾向を強めていき、ついには、教区会のメンバーを少数者に限った「特別教区会（select vestry, closed vestry）」が組織され始めたのである。特別教区会のメンバーは、普通、終身その地位にとどまり、新メンバーは特別教区会自体が選び、一般の教区民にはそのメンバーを選出する権利は与えられない。にもかかわらず、特別教区会には、全教区民を代表して、教区の仕事をを行う権限が与えられていたのである。特別教区会とは違って、教区会への出席者を制限しない、もしくは、少なくとも救貧税負担者全員に出席を認める従来の形態のものは、一般教区会（open vestry, general vestry）と呼ばれた^①。

特別教区会を成立させる方法としては、教区会の請願を受けて主教が正式の許可を与えるのが本来の姿である。しかし、現実には、教区会自体の決議によって実質上特別教区会としての運営を行いつつ、「一般教区会」の体裁を装うものもあった。主教が特別教区会を許可しようとした目的は、イギリス国教会の支配の強化であった。即ち、特別教区会を通じて、国教会に信従せぬ者を教区における指導的な地位から排除しようという意図が働いていたのである。このような主教側の意図がある程度達成されていたらしいことは、幾つかの史料からも窺える。例えば、セント・ダンスタン・ステプニー教区では、一六一六年四月一日の教区会において、特別教区会のメンバーである Edmund Abdie なる人物が「特別教区会のメンバーにふさわしからぬ宗教上の事柄に関与した」ことを理由にメンバーから外されている^②。

しかし、第三章で既に見たように、一六世紀後半以降、教区の世俗・行政上の役割は増大していたため、ひとたび特別教区会が成立すると、それは主教側の意図を越えて、即ち、教会の宗教上の事柄に加えて、世俗・行政的な面に積極的に関与することになるのは、蓋し当然の成り行きであったといえよう。例えば、郊外の大教区、セント・セイヴィア・サザーク教区の特別教区会が一六〇六年に同教区会の仕事として挙げたリストの中には、聖餐式出席者の人数の把握、十分の一税徴集、教区教会建物の維持・管理など教会の事柄に属するものに加えて、貧民同士の争いの仲裁、怠慢・汚職の調査・告訴、救貧業務、貧民の子供の養育、浮浪者・間借人の追放など多くの行政上の事柄が明記されているのが目を引く^③。

ここで見落とすことができないのは、主教の許可による、いわばより根拠の確かな特別教区会が最も典型的に見られたのが市壁外の郊外大教区においてであった、という事実である。それには、郊外地域の急激な人口増加が大いに関係していた。先に触れたロンドン東部郊外のセント・ダンスタン・ステプニー教区を例に見てみよう。この教区を含む東部郊外地域は、フィンレーとシアラーの推計によると、一五六〇年に約一万人であった人口が、一六〇〇年には約三万人、一六四〇年には約九万人といった具合に人口が急増している^④。当然、ステプニー教区にも人口増加の圧力は重くのしかかっていた。一五八〇年には、「教区教会は全住民を受け入れることができない」という理由で教会の増築が決定されているし^⑤、

一五八九年八月一七日の教区会の記録を見ると、この教区では「教会及び教会の諸義務に関する多くの事柄が無秩序」であり、「教区教会とその設備の修理・維持のために以前は払われていた諸々の税を払いがらない、又は、払うのを怠る者が多い」と記されている。この時の教区会では、上のような混乱を是正し、秩序を維持するために、三二人のメンバーから成る特別教区会を組織することが決定された。この決議によると、特別教区会の任務は、教区教会の維持・管理、救済対策、秩序を乱す者の追放などとなっており、ここでもまた、大きく行政上の領域にまで及んでいることがわかる。その後一五九八年の教区会決議により、特別教区会メンバーは四〇人に増やされた^⑦。更に、一六〇〇年には、「法の定めによれば、我々「教区民」は主教の同意と許可なしに我々の教会の制度と統治組織についての如何なることをも規定することはできない」として、それまでいわば「非公式」であった特別教区会の正式承認の請願をロンドン主教リチャード・バシクロフトに対して行っている。これに対し一六〇〇年五月二日には、ロンドン主教の代理は、「彼ら「ステプニー教区民」は彼らの教会のために必要な事柄の良き管理と準備以外の何物を意図しているわけではないし、主教の支配権を何ら侵害することもないであろう」との判断のもとに特別教区会設置の許可を与えている^⑧。

何故、教区会のメンバーを限定する必要があるのか——これは既に述べたことから容易に推測できるわけだが、ロンドン西部郊外のセント・ダンスタン・ウエスト教区の記録はその理由を次のように端的に述べている。「あらゆる種類の教区民に教区会への出席を許したため、下層の卑しい種類の人々（その数はますます増えているのだが）の反対・抵抗によって、騒々しさと議事運営のはなはだしい妨げが生じている」。これを理由に同教区では、一六〇一年にカンタベリー大主教とロンドン主教に請願した結果、二四人から成る特別教区会の組織を許可されている^⑨。このような事情は、市壁内の教区においても同じで、例えば、一六二三年セント・ジョン・ザハリ教区は、「教区における集まりにおいて、混乱・無秩序を避けるために、そして、教会に関する業務が分別をもって秩序よく行われるために」という理由で、教区聖職者、教区委員、及び一二人の教区民より成る特別教区会の設置をロンドン主教に請願し、許可されている^⑩。即ち、教区の支配権を

少数の有力メンバーの手に集中することにより、危機を乗り切ろうとしたわけであろう。

一六三八年のカンタベリ大主教ロードが命じた調査の結果によれば、ロンドン一〇九教区のうち五九教区において、正式に主教の許可を受けた特別教区会が存在したという。^⑩これに加えて、先にも触れたように、主教の許可によらず教区会の決議のみによって特別教区会の運営を実施していたものも多かった。今ひとつ例を挙げれば、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、既に一六〇五年八月に二〇—二四人から成る特別教区会の設置が決議されて、然るべく運営されていたにもかかわらず、上の調査時（一六三八年）には、一般教区会であるとの報告を行っているのである。^⑪

では次に、特別教区会のメンバーが如何なる人々であつたか、彼らにどのような役得・メリットがあつたか、更には一般の人々の間にどのような批判・反発があつたか、などを考察してみよう。

ロンドン郊外の大教区セント・セイヴィア・サザークは、一六〇三年に主教から特別教区会の許可を受けている。この教区で新たに特別教区会のメンバーになるには、治安官職の経験があること、議会の補助税を五ポンド以上課税されていること、最低八年間この教区に居住していること、これら三つを満たした上で一六人以上のメンバーが出席した教区会で選ばれる、という実に厳しい条件をクリアする必要があつた。その反面、ひとたびメンバーとなれば教区教会において特別席が与えられ、また、教区所有の土地財産を有利な条件で賃貸できるなどの恩恵に浴することができた。即ち、比較的富裕で、地域の役職を歴任した人々が、特別教区会のメンバーとなることにより、その社会的地位をより確固たるものにする事ができたのである。^⑫

このように少数のメンバーが残りの多くの教区民の上に立つことには、二つの方面から批判の声があがった。ひとつは特別教区会の法的根拠に対する批判。もともと、これは本稿が対象とするよりやや後の時期ではあるが、歴史家サー・ヘンリ・スペルマンはその著 *De Sepulchris*（一六四一年）において、「二一—一六人という少数者が一般教区会を廃して特別教区会を設け、残りの教区民に対して支配権を持つことには何ら法的な根拠が見当たらないと主張し、更に、主教にも特別教区会

を許可する権限がないのではないかと、との指摘を行っている。^⑭もうひとつは、一般の教区民レベルの不満と反発である。例えば、一六〇八年にセント・セイヴィア・サザークの教区民は、三〇人の特別教区会のメンバーが教区の行政、教区役人の人選などを独占していること、彼らによって教区の公金が浪費されているらしいこと、などを批判した。更には、特別教区会の改革、即ち、メンバーの財産資格の緩和その他を求めて議会に請願活動まで行った。この請願は、しかし、結局却下された。^⑮寡頭的な教区支配への不満・反発が、他の多くの教区においても存在したであろうことは想像に難くない。しかし、それがセント・セイヴィア教区の場合のように史料の形で残されている例は、実は意外なほど少ない。不満や反発が潜在的にあったにせよ、やはりそれは、大きく変わる時代の要請、即ち、寡頭支配による危機の克服と秩序の回復を求めるより大きな流れに抗する力には到底なり得なかったであろう。

- ① S. and B. Webb, op. cit., pp. 173-175.
- ② W. E. Tate, op. cit., p. 19; *Memorials of Stepney Parish*, p. 72.
- ③ J. P. Boulton, *Neighbourhood and Society*, pp. 265-266.
- ④ R. Finlay and B. Shearer, op. cit., pp. 44-46.
- ⑤ *Memorials of Stepney Parish*, pp. 3-4.
- ⑥ *ibid.*, pp. 18-20.
- ⑦ *ibid.*, pp. 27-32.
- ⑧ *ibid.*, p. 35.
- ⑨ F. F. Foster, op. cit., p. 43.
- ⑩ W. McMurray (ed.), *The Records of Two City Parishes: a Collection of Documents Illustrative of the History of SS. Anne and Agnes, Aldersgate, and St. John Zachary, London*, London, 1925, pp. 88-91.
- ⑪ I. Archer, op. cit., pp. 69-70.
- ⑫ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, p. 53.
- ⑬ J. P. Boulton, *Neighbourhood and Society*, pp. 146-147, 265.
- ⑭ T. Smith, *The Parish*, London, 1857, pp. 238-239; S. and B. Webb, op. cit., pp. 195-196.
- ⑮ D. J. Johnson, *Southwark and the City*, Oxford, 1969, pp. 320-321; I. Archer, op. cit., p. 73; S. and B. Webb, op. cit., pp. 187-188.

おわりに

以上考察してきたように、一六世紀後半以降の人口増加により、ロンドン社会は貧困問題や浮浪者問題など多くの社会

問題に直面することとなったが、この状況に対応するなかで、ロンドンの教区はその活動領域を拡大し、とりわけ治安維持・ペスト対策・救貧行政等の領域において、ロンドン市行政の不可欠の要素となるに至った。更に、「特別教区会」の成立は、寡頭支配による権力の集中化及び教区運営の効率化を通じて、教区の行政上の諸活動の効果に拍車をかけることとなる。とりわけ、市壁外の大教区において特別教区会が多く見られたことは、この地域の教区がロンドン危機論者が指摘するところの危機的状況に一早く敏感に対応していた証拠といえよう。換言すれば、人口増加に由来する危機的状況を契機として、教区の行政能力の拡充、組織の整備が実現したのである。

これらの問題は、しかし、また別の方向へと展開する可能性をもちあわしている。当時教区民の間で階層分化が進行していたことは、救貧活動や特別教区会の考察の中で既に示唆した。この階層分化は寡頭支配確立により、教区運営の効率化をもたらした一方で、教区を含むロンドンの末端組織における凝集力・共同体的結合に新たな変容をもたらす契機となっていた。特別教区会や教区役人のポストは、当時形成されつつあった「中間の人々」(the middling sort of people)に格好の制度的基盤を与えることになったのである。^①このことは近世イギリスにおける「中間の人々」をめぐる最近の議論、すなわち、従来のジェントルマン階級と非ジェントルマン階級に二極化された近世イギリス社会観に対して修正を迫る考え方とも関わる問題であるが、今後の課題としておきたい。

① J. Barry, 'Bourgeois Collectivism? Urban Association and the People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800, London, Middling Sort', in J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of* 1994.

(付記) 本稿は一九九六年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

The Expanding Role of Parishes in Early Modern London:
Reflections on the “London Crisis”

by

MIYAGAWA Tsuyoshi

London (the City and its suburbs) experienced explosive population growth and an influx of migratory labourers in the late sixteenth and early seventeenth centuries which, according to standard scholarship, led to an administrative crisis. Recently, however, scholars have emphasized the stability of early modern London, paying particular attention to the solidarity of London's social substratum. The author, following these leads, intends to examine parishes in order to reveal how they reacted to the changes which occurred during the reigns of Elizabeth I and James I.

The prime duty of parishes was to promote church attendance. In addition, parishes became heavily involved in controlling vagrants, eradicating plague and providing relief for the poor. Parallel to these developments, “select vestries” were established which thereby concentrated authority in the hands of a small number of parishioners in order to more effectively administer each parish. In short, the administrative functions of parishes expanded in response to the changes caused by population growth.

The Graves of *Xia-si*, *Xi-C'huan* 淅川下寺春秋楚墓: Reflections on the
Number Two *Chu Tomb* and the *Spring and Autumn Era*

by

YAMADA Takahito

In October 1977, *Chu tombs* dating from the mid to late *Spring and Autumn*